

退院調整や情報提供の対象となる方

切れ目のない医療・介護の提供には、入退院における病院と在宅の円滑な情報共有が重要です。
この共通認識をもとに連絡を取り合い、情報共有をしましょう。

「退院調整または情報提供の対象となる方」

次の内容に該当する方が、退院調整または情報提供を必要としています。



■ 要介護認定を受けている場合

① 必要な支援に大きな変化があった場合

※**大きな変化** = 入院時の情報シートに記載された ADL から悪化している、
医療処置の追加もしくは変更がある、認知機能の変化がある

② (ADL は自立でも) 病状の末期で、在宅での支援を必要としている場合

- 担当ケアマネジャーがついている場合：その担当者へ連絡
- ケアマネがついていない場合：要支援→地域包括支援センターへ連絡
要介護→居宅介護支援事業所へ連絡

■ 要介護認定を受けていない場合

③ 要介護認定が必要だが、認定申請の手続きを行うこと自体に支援が必要な場合

※**支援が必要** = 申請手続きを行える家族やキーパーソンがいない、
本人と家族の意向や考えが大きく異なる

- 地域包括支援センターへ連絡（介護保険代行申請の相談）

このような方には、退院調整、または情報提供をお願いします。

※ここでの「要介護認定」には、要支援、要介護の両方を含みます。

※病状の末期とは、がん末期など、短期間で状態変化するものを想定しています。